

甲子園短期大学 規程

甲子園短期大学の学科、専攻課程等の人材養成
及び教育研究上の目的に関する規程

1.趣旨

甲子園短期大学学則第 1 条第 2 項の規定にもとづき本学が設置する学科、専攻課程の人材養成及び教育研究上の目的は、この規程によるものとする。

2.教育方針

甲子園学院の校訓三綱領「勉努力」「和衷協同」「至誠一貫」の建学精神にもとづき、広い一般教養・専門的知識と技能を授け、健全円満な人格の陶冶を図るとともに、専門の職業に従事し、社会の発展に貢献できる人材を養成することを教育方針とする。

3.学科、専攻課程等の人材養成及び教育研究上の目的

(1) 生活環境学科

生活環境学科は、本学の教育方針に則り、「環境・健康・福祉」の三つのテーマを核にして、自らの生活力を高め、自己を形成する力、他人を思いやる心、おもてなしの心を育成し、専門的な知識と実践力を養い、社会、地域、家庭で活躍できる人材を養成することを目的とする。

1.生活環境専攻

生活環境専攻は、生活を取り巻く環境と福祉に関する知識の修得と、多様な実習・演習・フィールドワークを通じて、人を支援する心を持ち、豊かで安全な生活を創造できる人材を養成することを目的とする。

2.介護福祉専攻

介護福祉専攻は、幅広い人間性と生命倫理を重視し、多様な実習・演習・フィールドワークを通じて、福祉施設、病院、企業などで、福祉の専門的な知識と介護技術を生かした業務に従事するスペシャリストを養成することを目的とする。

(2) 幼児教育保育学科

幼児教育保育学科は、本学の教育方針に則り、保育・幼児教育の基礎理論と現場で役立つ技術を修得し、人間性豊かで指導力のある保育者、保護者から信頼される保育者を養成することを目的とする。

附則 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。